

幼保連携型認定こども園 園則（運営規程）

（施設の目的）

第1条 学校法人北部学園が設置するほくぶ幼稚園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、三歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条

当園は保育教育理念に基づき、最も質の高い保育教育を行い子どもが誇りを持って生きる力を育てる

- (2) 子どもの育ちを真ん中にすえ、子供と真剣に向き合い保育教育専門家集団として創造性あふれる保育教育を実践する。
- (3) 上記に関わる具体的指針を作成する。（別冊 ガイドライン）

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 ほくぶ幼稚園
- (2) 所在地 熊本県熊本北区鹿子木町356

（入園資格）

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（提供する教育・保育の内容）

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

当園は、地域の子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 未就園児親子支援事業
- (2) 子育て相談事業
- (3) 特別支援の必要と思われる親子支援
- (4) 放課後学童サポート

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 一時預かり保育事業
- (2) 延長保育事業

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月7日熊本市条例第63号）で定める配置基準以上で、かつ熊本市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長（常勤専従） 1人
園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 副園長 1人
園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。そして、園の運営委員会の管理運営を行う。
- (3) 主幹保育教諭（常勤専従） 2人
主幹保育教諭は任期制の職務で、保育教育の実践の指揮をする。必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、保育教育研修の管理運営を行い保育教育の質の向上を実施する。
- (4) 保育教諭（常勤専従）正規 24人以上
（非常勤）学園として必要と思われる人数
保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (5) 栄養士 1人
園の給食の献立を作成し、食育計画を立てる

- (6) 調理員 5人(非常勤 5人)
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- (7) 園医 2人(内科 耳鼻咽喉科)
園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (8) 園歯科医 1人
園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (9) 薬剤師 1人
- (10) 看護師 1人
- (11) 事務職員 2人
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (12) 学童支援員 (必要に応じて)
- (13) その他 教育保育の質の向上に必要な職員 (スクールバス運転手・用務員)

(学年及び学期)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども(以下「1号子ども」という。)への教育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業 12月24日から1月7日まで
- (4) 学年末休業 3月20日から3月31日まで
- (5) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
- (6) 創立記念日 2月10日

(教育・保育を提供する時間)

第10条 当園の教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時00分から午後1時30分までとする。

ただし、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、一時預かり保育を提供する。(別表3)

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土 午前7時30分から午後5時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育を提供する。(別表3)

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間(8時間)の間に延長保育を提供する。(別表3)

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後7時00分までとする。

土 午前7時30分から午後6時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

2 熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月7日条例第64号。以下「運営基準条例」という。)第13条第3項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、支給認

定保護者から費用の負担を受けるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

| クラス | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1号定員 | — | — | — | 40人 | 40人 | 40人 |
| 2号定員 | — | — | — | 30人 | 30人 | 30人 |
| 3号定員 | 6人 | 12人 | 18人 | — | — | — |

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 当園は、市町村から支給認定を受けた1号子どもの保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合

(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 入園希望者が利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2) 当園の保育教育方針を理解するものは、前号の次に優先して入園させる。

(3) その他の者は(抽選、面接等)により選考し、入園させる。

3 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)及び同法第19条第1項第3号の子ども(以下「3号子ども」という。)については、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。(様式1.退園届 様式2.休園届)

6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(子どもの成長発達の評価)

第 14 条 満 3 歳以上の各学年の課程の修了は、園児の年齢相当の発達を考え、当園保育教育課程に沿ってその成長の記録を最終学期ごとに所定の様式に記載する

(修了)

第 15 条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市町村及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 18 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第 1 項第 2 号における虐待等の行為とは、運営基準条例第 26 条に規定する行為をいう。

3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防

止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（意見要望（苦情）対応）

第 20 条 当園は、保護者等からの意見に迅速かつ適切に対応するために、意見要望解決責任者、受付担当者、第三者委員等受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、意見要望に対して必要な措置を講じる。

2 意見を苦情として受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。同時に適切に記録する。

（安全対策と事故防止）

第 21 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当園は、認定こども園食物・環境アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市町村の所管課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 22 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 23 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び

維持に努める。

(業務の質の評価)

第 24 条 当園は、運営基準条例第 17 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年 1 回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 運営基準条例第 17 条に規定する外部による評価を実施し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第 25 条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 26 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5 年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5 年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5 年間保存 |
| (6) 認定こども園保育教育要録(児童表) | |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存する。ただし、入園、卒園等の学籍に関する記録については、20 年間保存する。

附則

- 1、この園則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この園則実施に必要な細則は園長がこれを定める。
- 3、この園則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-------------------------------|------------------------------|-----------|
| 施設維持費 職員配置充実費 (1号・2号認定) | 施設維持等に係る費用として 職員の配置充実するため | 月額 2,000円 |

※H27.H28年度制度移行期の在園児は月額1,000円とする

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|--------------|-----------------|-----------|
| 給食費(1号認定) | 給食に係る費用として | 月額 6,300円 |
| 給食費(2号認定) | 給食に係る費用として | 月額 1,200円 |
| バス利用料(往復) | バス利用に係る費用 | 月額 3,000円 |
| バス利用料(片道) | バス利用に係る費用 | 月額 1,600円 |
| 日本スポーツ振興センター | 個人負担分 | 年額 240円 |

別表3 一時預かり保育・延長保育に係る利用者負担金

| 利用区分 | 利用時間 | 利用 |
|-------------|------------|----------|
| 1号認定(14時降園) | 14時～17時まで | 600円 |
| 1号認定(13時降園) | 13時～17時まで | 800円 |
| 1号認定(11時降園) | 11時～17時まで | 1,200円 |
| 2号認定・3号認定 | 利用時間を越えた場合 | 30分 100円 |